

用語の解説

用語の解説

【あ行】

■アクセス

目的地までの交通手段。道路と沿道施設への出入りのしやすさを示す交通機能。

■アドプトシステム

アドプトというのは、「養子にする」という意味で、ここでいうアドプトシステムとは、道路等の一部を「養子縁組」し、維持管理を住民等から構成されるボランティア団体に任せるシステムで、近年広まりつつある。

■インフラ

「インフラストラクチャー」の略。社会基盤の総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

■運動公園

都市公園法に基づく都市公園のうち都市基幹公園の1つ。主として運動のために利用することを目的とした公園。

■SDGs

「持続可能な開発目標」のことで、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標を指す。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。Sustainable Development Goalsの略称。

■NPO

「民間非営利活動団体」と訳され、非営利、非政府の立場で自主的、自発的に社会的なサービスの提供等の活動を行う団体。医療・福祉や環境保全、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

■オープンガーデン

自宅の庭を、ある期間人々に公開すること。

■オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、一定の空間的広がりを持ち、建物によって覆われることのない土地や空間。都市内においては、建物の敷地内に確保された開放性の高いまとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として人々が自由に通行・利用できる場所をいう。

■温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことで、大気中の二酸化炭素やメタンなどを指す。

【か行】

■街区公園

都市公園法に基づく都市公園のうち住区基幹公園の1つ。標準面積が2,500㎡の市民に最も身近な公園。

■開発行為

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。区画の変更とは道路、河川等の付け替え、新設等により一団の土地利用形態や各区画を変更する行為。形質の変更とは切土、盛土等による土地の造成。

■外来生物／外来種

その地域に本来存在しない生物で、外部から意識的または無意識的に持ち込まれた生物、生物の種。

■カスケード

公園等の施設で、階段状に落ちる水の流れ。

■環境学習

人間を取り巻く自然及び人為的環境と人間との関係において、人口、環境汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、運輸、技術、都市と地方の開発計画が、人間の環境に対していかなる関わりを有するかを理解する学習。

■環境負荷

エネルギー消費や二酸化炭素、廃棄物の排出など社会経済活動がもたらす環境への影響。

■緩衝緑地

都市公園法に基づく公園種別の1つ。工場やコンビナート地帯と周辺の住宅地、商業地を遮断し、公害防止、緩和若しくは災害の防止を図ることを目的とする緑地。

■幹線道路

道路のなかでも主要な骨格となる道路。

■協働

複数の主体がお互いの特性や役割を尊重し、信頼と理解を基盤として共通の領域において、共通の目的に向かい協力して活動すること。

■近隣公園

都市公園法に基づく都市公園のうち住区基幹公園の1つ。2haを標準面積として、主に近隣に居住する市民が利用することを目的に設置する公園。

■クラインガルデン

ドイツ語で「小さな庭」。都市の人々が気軽に楽しめる市民農園。日本では、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備された市民農園。

■景観計画

平成16年6月に公布された景観法に基づいて、景観行政団体が良好な景観の形成のために定める計画(景観法第8条)。計画に定める内容は、景観計画区域、良好な景観の形成に関する方針、建築物の建築等の行為の制限、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針、屋外広告物の表示の制限、景観重要公共施設の整備等。

■景観重要公共施設

良好な景観の形成に重要な公共施設。

■景観法

我が国で初めての景観に関する総合的な法律。2004年、美しい国土づくりに対する関心の高まりを背景に、いわゆる「景観緑三法」として成立。景観の形成に関する基本理念や国や地方公共団体等の責務を明確に規定した点、自主条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意している。

■景観緑三法

平成16年6月に公布された「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」をいう。

■畦畔

稲作農業において、水田と水田の境に水田の中の泥土を盛って、水が外に漏れないようにしたもの。「あぜ」とも呼ばれる。

■建築協定

一定の区域について土地所有者等が建築物の敷地、位置、構造、用途、形態意匠などに関する基準について締結する協定。住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進しようとする場合に結ばれる。

■建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合。

■広域避難地

大震火災等の災害が発生した場合、広域的避難の用に供する施設。都市公園、学校や官公庁施設などが指定されている。

■広域防災拠点

大震火災等が発生した場合に、主として広域的な復旧・復興活動の拠点として機能する施設。都市公園や空港などが指定されている。

■公園愛護会

自治会、子供会、老人クラブ等の団体が、地域に身近な公園の清掃、除草等の維持管理を中心とした愛護活動を行うために結成された団体。

■降下ばいじん

物の破碎や選別、体積に伴い飛散する待機中のすす・粉じんなどの粒子状物質のうち比較的粒子が大きく、自重又は降雨とともに地表に降るものをいう。

■耕作放棄地

以前農地であった所が、長期間作物を栽培せず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいう。

■工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするための法律

■公募設置管理制度（Park-PFI）

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

■公民連携

公民が連携し、市民サービスの提供、地域の課題解決や活性化を行うスキームのこと。

公民連携の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

■国際拠点港湾

港湾法で定める港湾分類のひとつ。同法で定める重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの（港湾法第2条）。2011年4月1日より特定重要港湾から名称変更された。

■国際バルク戦略港湾

日本におけるばら積み貨物の輸入拠点として、安定的かつ安価な輸入の実現に資する大型船に対応した港湾機能の整備等を実施する港湾として国土交通大臣が指定するもの

■国土強靱化地域計画

地方公共団体の策定する国土強靱化計画のこと。国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するもの。

■コミュニケーション

社会生活を営む人が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。

■コミュニティ

地域社会または地域共同体。

■コミュニティガーデン

直訳すると「地域の庭」。地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までのすべての過程を自主的な活動によって支えている緑の空間やその活動そのものをさす概念。

■コミュニティ道路

地区住民が安全・快適に利用するために、一定区域を車の通り抜け禁止にするなどの工夫をした道路。

【さ行】

■策定委員会

本計画を策定するにあたり設置された計画案の内容等について協議する組織。学識経験者、各種団体、市民団体、公募市民、関係行政機関、周南市の代表から構成される。

■里山

都市近郊や集落周辺にある、人々の生活に結びついた山。

■市街化区域／市街化調整区域

都市計画法に基づき、市街化区域は市街地として開発・整備を図る区域で既に市街地を形成している区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のこと。

■市指定文化財

条例に基づいて市が指定する文化財。

■施設緑地

都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共施設、民有地。児童遊園、グラウンド等がある。

■自然公園

自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。

■自然公園法

優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教育に資することを目的として、昭和 32 年に制定された。

■自然的土地利用

主に、農地、山林、河川・水辺等の土地の利用がなされていること。

■指定管理者制度

公の施設の管理に、民間の能力、ノウハウを活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO 法人、市民グループなどの法人やその他の団体に公の施設の管理・運営を包括的に代行させる制度。

■市民

周南市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体。

■市民センター

公民館ではできなかった収益を生む活動など、地域の実情に応じて、より柔軟で自由度の高い地域づくりが展開できる施設。周南市では平成 30 年 4 月 1 日より公民館から市民センターに移行。

■市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対してその機会を提供するため、レクリエーション活動として農作物等の栽培を行えるように農地を一定期間、有償または無償で貸し付ける農園。

■住区基幹公園

都市公園法に基づく公園種別で、街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。地域住民の日常的で身近な利用に供することを目的として設置される。

■周南緑地広域スポーツ拠点地区

周辺の住環境に配慮しつつ、建築物の用途制限の緩和を図ることにより、公園利用者が安心、安全で快適に利用できるスポーツ施設、公園施設、交通教育施設、災害対応施設を充実し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に、周南緑地の中央緑地及び東緑地において指定された特別用途地区。

■循環型農業

地域で発生する、有機質資源の堆肥などへの循環利用、農業用資材の循環利用を行うとともに、化学肥料や化学農薬の使用量を低減する等、消費者のニーズに応じた農産物の安定生産及び環境への負荷低減を図る農業。

■循環型の都市づくり

木材等が廃棄物となることが抑制され、並びに循環資源となった場合においては適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される都市づくりを進めること。

■植生／植生図

ある場所に生育している植物の集団。植物群落。植生図は、植物群落の分布を地図上に示したものである。

■親水空間

河川や湖等の水辺で、人々が水とふれあい、親しめることができるよう配慮された場所。

■シンボルロード

歩道拡幅、電線類地中化や緑化によりゆとりある歩道空間の整備や沿道景観の誘導を行うことにより、潤いのある道路空間を形成し、都市の象徴となるような道路。

■森林法

森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、地域森林計画の策定、保安林等の基本的事項を規定する法律。

■水源涵養

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する機能。

■ストック

備蓄、在庫のこと。ここでいう「ストック」は、特に社会資産としての側面に着目して公共施設、公益的施設、住宅のほか、自然を含む地域の資源のこと。

■ストック効果

整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。

■生態系被害防止外来種

外来生物法に基づき、環境省が指定していた特定外来生物には選定されていないが、適否について検討中、または調査不足から未選定とされている生物種。2015年に「要注意外来生物」から名称変更された。

■生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性、遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生物系の多様性を意味する概念。

■戦災復興土地区画整理事業

太平洋戦争後の日本において空襲を受けて破壊された都市の復興のために策定された都市計画に基づき行われた事業。

■総合公園

都市公園法に基づく都市公園のうち都市基幹公園の1つ。主として市民の休息、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とする公園。

【た行】

■多自然型工法（多自然型護岸）

生物の生息・生育環境をできるだけ保全または回復させつつ美しい景観や健全な生態系に配慮し実施される川づくりの護岸。

■棚田

傾斜地に造られた連続した棚状になる一連の水田群。

■地域制緑地

自然公園など一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした緑地の総称。

■地域防災拠点

地方公共団体（県及び市町村）が自県内あるいは自市町村内における地域的な災害活動対策を展開するための防災拠点のこと。面積がおおむね10ha以上の都市公園で、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、情報通信施設などの災害応急対策施設を備えた防災公園などが該当する。

■地域防災計画

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画

■地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって気候が急速に温暖化すること。

■地球環境問題

オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化など、被害や影響が一国にとどまらず、地球規模に広がる環境問題。

■地区計画

都市計画法に基づき、地区スケールの特性に応じた詳細な計画に基づいて開発・建築行為をコントロールする手法。地区計画の目標、整備・開発及び保全の方針、地区整備計画を都市計画に定める。

■地区公園

都市公園法に基づく都市公園のうち住区基幹公園の 1 つ。4 ha を標準面積として、主に徒歩圏内に居住する市民が利用することを目的に設置する公園。

■長寿命化

定期的な施設点検を行い、建物等に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物等の性能、機能を確保しながら、耐用年数を延ばすこと。

■長寿命化計画

施設の状態を把握し、予防的な補修等を進めることで、施設の長寿命化を図るとともに、費用の縮減と予算の平準化を達成することを目的に策定する計画。

■ツーリズム

観光事業。旅行業。また、観光旅行。

■低炭素社会

二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会。2007 年にこのまま地球温暖化が進行すると地球環境への影響が極めて大きくなることが報告されたことから、21 世紀中に二酸化炭素を大幅削減する提案が行われるようになった。

■天然記念物

学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物、およびそれらの存在する地域で、その保護・保存を指定されているもの。文化財保護法によるほか、地方公共団体の条例によっても定められる。

■特殊公園

都市公園法に基づく公園種別の1つで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園の総称。

■特定外来生物

外来生物法に基づき、海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される生物。飼育、栽培、保管及び運搬、輸入等が禁止される。

■特定貨物輸入拠点港湾

特定貨物輸入拠点港湾とは、ばら積み貨物の海上運送の共同化を進め、輸入拠点としての機能を高めるべき港湾として国土交通大臣が指定するもの

■特別天然記念物

天然記念物のうち特に重要なもの

■特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。市町村の条例に基づき、用途地域による建築物の用途規制の強化または緩和することができる。周南市では、特別工業地区と周南緑地広域スポーツ拠点地区を指定している。

■特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内において、樹林地等良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害・災害の防止、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となる緑地が指定の対象となり、原則として開発行為が許可されない一方、損失補償、土地の買い取り制度がある。

■都市基幹公園

都市公園法に基づく公園種別で、総合公園と運動公園がある。都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設置される公園。

■都市計画

都市のあるべき姿や機能・構造・配置などを考え計画を描くこと（計画行為）、あるいはつくられた計画（計画図）、また、その計画を空間利用のコントロールや建設事業を通じて実現すること。

■都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるもの。

■都市計画区域

都市計画を行う地理的範囲。区域内では都市計画区域マスタープランが定められる他、区域区分、地域地区などの土地利用、都市施設、市街地開発事業等を定めることができる。

■都市計画法

都市計画の内容およびその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。

■都市計画マスタープラン（市町村マスタープラン）

都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、平成4年の都市計画法の改正により創設された。市民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定める。

■都市公園

都市公園法に基づき、都市計画区域内に配置する公園緑地。地方公共団体が設置するものと国が設置するものがある。

■都市的土地利用

主に、住宅地、商業地、工業地等の土地の利用がなされていること。

■都市緑地

都市公園法に基づく公園種別の1つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地。

■都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正により改称したもの。

■土地区画整理事業

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させる事業。

【な行】

■ニーズ

要求や求めのこと。

■二次林

伐採等で人間が二次的につくりだした雑木林。

■ネーミングライツ

名前をつける権利。命名権。施設所有者が企業などに販売することが多い。

■ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのこと。例えば道路や河川などを空間で結びつけていくことをいう。

■農村公園

農村住民のレクリエーションのために建設される公園。

■農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図る地域として指定する農業振興地域のうち、農地以外の土地利用が制限される区域。

【は行】

■パートナーシップ

自立した主体（都市整備の分野では行政、民間事業者、専門家、NPOや住民等）が対等な立場で協議し、相互が合意の上で共通目的と計画を設定し実現していく協力関係。

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源。下水汚泥、家畜排泄物、食品廃棄物、廃棄紙、パルプ廃液、製材工場残材、建設発生木材、林地残材、間伐材、稲わら、麦わら、籾殻などのほか、資源作物として、さとうきび、とうもろこし、なたねなどがある。

■花いっぱい運動

緑と花のある生活環境づくりの一環として、育苗グループが育てた花苗を地域花壇へ配布する。その他、花壇コンクールや花づくり講習会等を開催する。

■パブリックコメント

行政機関が政策等の立案を行うにあたり、その政策案を公表し、一般市民や事業者等から意見を求め、それを考慮して意思決定を行う手続き。

■バリアフリー

障害のある人や高齢者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去し、誰もが自由に社会参加できるようにすること。

■PFI手法

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。Private Finance Initiative の略。

■BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical oxygen demand）。生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつであり、水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの

■ヒートアイランド現象

都市部が周辺域より高い温度になっている現象。等温線を結ぶと、島状になるのでいう。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどによる。

■ビオトープ

特定の生物群集が生息できるような良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

■ビオトープネットワーク

タイプの異なる様々なビオトープを土地的条件に則り配置するとともに、森林や河川、街路樹等の骨格となる緑により、連続した生物の移動空間を確保することで、地域全体で生物の生息空間のつながりを形成すること。

■ビスタ

展望。眺望。見通し。

■風致地区

都市計画法で定められた地域地区のひとつで、都市の自然美・自然景観を維持することを目的として指定され、建築物の建築や木竹の伐採などが制限を受ける。

■普通公園

都市公園法以外で他の条例に定めのない公園のことで、市町村が普通公園条例により定めている公園のこと。

■文化財保護法

文化財の保護およびその活用を図り、国民の文化的向上に資することを目的とする法律。

■保安林

水源涵養及び土砂流出の防備といった森林のもつ公益的機能の発揮のため、森林法に基づき指定され、立木竹の伐採、土地の形質の変更といった制限が課せられた森林。

■墓園

公園式に設計された墓地。都市計画法における都市施設の一つ。

■ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。主に商業地や住宅地の一角に配置される。

■ボランティア

まちづくり等における様々な分野で、自発性、無償性（全くの無償に限らない）、奉仕性の原則に基づいて、共に喜びを持って市民生活を支えあいながら活動しようとする人々、またはその行為。

【ま行】

■マルチング

公園の花壇、園路に木材チップ等敷き詰めることで、土壌の乾燥防止に役立ち、植栽植物を保護し、雑草の発芽を抑制する。

■緑

本計画においては、樹林地、農地、水辺地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を構成しているもの。都市公園、街路樹、公共施設や民有地の植栽地を総称している。

■緑とオープンスペース

都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅の植栽地等）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包含する概念

【や行】

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障害の除去（障害者等のための特別な配慮）であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害者や高齢者も含め、誰もが利用しやすいようにデザインすること。

■用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。

【ら行】

■ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

■ランドマーク

地上の目印。土地の目印や象徴になるような建造物。

■リサイクル

資源の有効利用および環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。資源再生。

■リサイクルポート

循環型社会の実現に向けて、広域的なリサイクル施設の立地に対応した循環資源の海上輸送ネットワークの拠点となる港湾。リサイクル処理施設、ストックヤード等の整備を一体的に展開する港湾。

■立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン。

■リニューアル

新しくすること。一新すること。再生。また、改装。

■緑化重点地区

緑地の保全及び緑化の推進を重点的に図る地区として、各種事業を積極的に展開し、緑の基本計画が目指す緑の将来像を目に見える形でモデル的に具体化する地区。

■緑地保全地域

里地・里山等都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。造成や建築等の行為について、県知事への届出が必要となる。

■緑道

都市公園法に基づく公園種別の1つで、災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地。幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置される。

■緑地

本計画においては、都市公園等の施設として整備される緑地と、自然公園や保安林等の法的に担保される地域制緑地をいう。

■緑地環境保全地域

山口県自然環境保全条例に基づき、森林、湖沼、溪谷等の所在する地域のうち、良好な自然環境を形成している緑地の区域を保全するため、指定される。

■緑地協定

都市緑地法に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

■緑被率

対象となる地域の面積に対して緑に覆われる土地が占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標となる。

■レクリエーション

疲労回復や健康の維持増進、精神的安定や生きがい、自己実現欲求の充足、人間関係やコミュニケーションの形成等を実現する余暇活動。

■レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。

【わ行】

■ワークショップ

特定の課題について、住民、行政、専門家などが討議し協力して問題解決を図る手法。またその集会（少人数が一般的）。近年、まちづくりにおいて住民参加の有効な手法の一つである。